

「指導計画の作成と内容の取扱い」について考える ⑩

美術に関する知的財産権や肖像権などについて配慮し、  
自己や他者の創造物等を尊重する態度の形成を図るようにすること。

ここでは、次の3つのことを指導するよう記載されています。

- 1 作品にはかけがえのない価値があり、それを尊重する態度を育成すること。
- 2 知的財産権を尊重し、侵害しないこと。
- 3 肖像権についても、尊重すること。

**作品にはかけがえのない価値がある。それを尊重する態度を育成すること。**

有名な作家の作品も、生徒一人一人が創意工夫を重ねて生み出した作品も、創造された作品にはかけがえのない価値があり、同等に尊重されなければならないことを理解することができるようにしましょう。

そのためには、言葉で説明するだけでなく、教師自らもそういった態度で作品を扱う必要があります。法律があるからというだけではなく、作者が創意工夫して、思いを込めて生み出したものであるということから、かけがえのない価値があり、尊重されなければならないということを理解できるような工夫をしましょう。

**知的財産権を尊重し、侵害しないこと。**

生徒に、知的財産権や著作権、著作権法の詳細を説明する必要はありませんが、作品を制作した人の没後、または、その作品が公開されて50年以上経っていない作品には著作権があり、作者の許可を得なければ、それを模写したり、コラージュ（画面に新聞紙の切り抜きや写真などをはりつけ、特殊な効果をねらう技法）の素材として使ったりすることはできないことを指導しましょう。

絵画だけではなく、漫画、イラストレーション、雑誌の写真、市販されているビデオやコンピュータソフトも同様です。

ただし、授業で利用する場合は例外とされ、一定の条件を満たす場合には著作者の了解を得る必要はないとされています。例外の範囲や、一定の条件等については、著作権法第35条第1項に詳しく書かれていますので、ぜひ、調べてみてください。

ちなみに、他人の著作物を活用した生徒作品をホームページなどへ掲載したり、コンクールへ出品したり、看板やポスターなどを地域に貼ったりすることは、例外となる条件を満たさないため無

断で行うことはできないと考えられます。

### 肖像権についても、尊重すること。

肖像権については著作権などのように法律で明記された権利ではありませんが、プライバシーの権利の一つとして裁判例でも定着している権利なので、写真やビデオを用いて人物などを撮影して作品として使用する場合、相手の了解を得て行うなどの配慮が必要であることを指導することが大切です。



これで、「指導計画の作成と内容の取扱い」について考える、を終了します。